

平成29年度 津島市人事行政の運営状況を公表します

津島市の人事行政運営の公正性や透明性を高めるため、職員の給与、勤務条件、福利厚生などについて公表します。
なお、今回掲載したものは概要版です。より詳細な資料を市のホームページに掲載していますのでご覧ください。

(特に記載のない限り平成29年4月1日現在、特別職および教育長を除く数値です)

4 平均給料月額等の状況

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	296,800円	385,046円	41.1歳

平均給与月額は、平成29年4月分の給料および職員手当(期末・勤奨手当を除く)の合計を平成29年4月の職員数で除したものです。

5 一般行政職の級別職員数

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	93人	28.5%
2級	主事(相困)・技師(相困)	44人	13.5%
3級	主査	54人	16.6%
4級	統括主任・主任主査	70人	21.4%
5級	補佐	26人	8.0%
6級	課長・主幹	13人	4.0%
7級	次長・課長(相困)	17人	5.2%
8級	部長	9人	2.8%
計		326人	100.0%

職員数は津島市の給与条例に基づく行政職給料表(1)の適用を受ける、主に事務的業務を行う一般行政職の職員の数です。

※相困…相当困難な業務を処理

6 主な職員手当の状況

期末・勤奨手当		期末手当	勤奨手当
	6月期	1.225月分	0.85月分
	12月期	1.375月分	0.95月分
	計	2.6月分	1.8月分
職制上の段階、職務の等級による加算措置有			
退職手当		自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	20.445月	25.55625月
	勤続25年	29.145月	34.5825月
	勤続35年	41.325月	49.59月
	最高限度	49.59月	49.59月
	その他加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	2,744千円	18,632千円	
地域手当	支給対象地域	全地域	
	支給率	6%	
	1人当たり平均支給月額	19,988円	

職員の任免および職員数に関する状況

1 平成29年度における職員の任免の状況

平成29年4月1日	退職者数	採用者数	平成30年4月1日
1,080人 (43人)	121人 (17人)	69人 (10人)	1,028人 (36人)

採用者数は、平成29年4月2日から平成30年4月1日に採用した人数です。
()内は再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

2 職員数の状況

区分	平成29年4月1日	平成30年4月1日	増減
一般行政部門	313人 (27人)	303人 (21人)	▲10人 (▲6人)
特別行政部門	107人 (7人)	109人 (5人)	2人 (▲2人)
公営企業等会計部門	660人 (9人)	616人 (10人)	▲44人 (1人)
合計	1,080人 (43人)	1,028人 (36人)	▲52人 (▲7人)

休職者、派遣職員を含み、臨時・非常勤職員を除きます。

()内は再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

職員数は各部門に所属する一般行政職および各専門職の職員の数です。
特別行政部門とは、教育部門および消防部門です。

公営企業等会計部門とは、病院部門および上下水道部門です。

職員の給与の状況

1 人件費の状況(平成29年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)
人	千円	千円	%
63,233	20,253,468	3,550,844	17.5

人件費には、特別職および教育長に支給される給料、報酬等を含みます。

2 職員給与費の状況(平成29年度普通会計決算)

職員数	給料	職員手当	期末・勤奨手当	計
人	千円	千円	千円	千円
412	1,511,026	367,054	609,907	2,487,987

職員数は、公営企業会計関係事業(水道事業等)および特別会計事業(介護保険事業等)に係る職員以外の職員の数です。職員手当には、退職手当は含まれません。

3 一般行政職の初任給等の状況

区分	初任給	経験年数10年	経験年数20年
大学卒	185,800円	—	356,200円
高校卒	151,500円	—	—

※個人が特定されるものについては公表していません(2人以下の項目)。

職員の分限および懲戒処分の状況

1 職員の分限処分の状況

理由	免職	降任	休職
心身の故障	0人	0人	6人

2 職員の懲戒処分の状況

理由	免職	停職	減給	戒告
法令違反	0人	0人	0人	0人
職務上の義務違反	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	0人	0人	1人	0人

職員のサービスの状況

営利企業等への従事許可の状況

0件

職員の研修および勤務成績の評定の状況

1 研修の状況

研修区分	主な研修名	延受講者数
一般研修	一般職員研修、係長研修、課長研修など	590人
専門研修	地方自治法研修、地方公務員法研修、民法研修など	519人

2 勤務成績の評定の状況

概要	職員の職務活動を評価し、職員の能力開発と適材適所の職員配置等を目的とした人事考課制度を実施しています。
対象者	全職員
評価期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日

職員の福祉および利益の保護の状況

1 職員の定期健康診断の状況

職員の健康管理のため、1年に1回定期健康診断または人間ドックを受診させています。
また、深夜業務および放射線業務等の従事者に対して、上記健康診断に加えて特別健康診断を実施しています。

2 公務災害認定の状況

職務中の負傷	出張中の負傷	通勤中の負傷	計
6件	0件	2件	8件

3 津島市公平委員会に対する措置要求および不服申立ての状況

0件

問合せ 人事秘書課人事秘書G ☎24-1124

時間外勤務手当	平成29年度普通会計決算額	119,343千円
	1人当たり平均支給月額	24,925円
特殊勤務手当	支給職員の割合	24.1%
	1人当たり平均支給月額	6,709円
	手当の種類	危険手当、市税徴収手当、税務調査手当、不快手当ほか8種類
扶養手当	配偶者 10,000円 その他 1人につき8,000円 (配偶者がいない場合の1人目は10,000円) (15歳～22歳の子1人につき5,000円加算)	
住居手当	借家・借間居住者	12,000円を超える家賃の額に応じ、最高27,000円
	持家者	平成28年度より廃止
通勤手当	交通機関等利用者	55,000円を限度とし、運賃相当額の範囲内で支給
	交通用具利用者	通勤距離に応じ、最高24,500円

7 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等	期末手当
給料	市長 906,000円	6月期 1.55月分 12月期 1.70月分 計 3.25月分
	副市長 761,000円	
報酬	議長 481,000円	
	副議長 441,000円	
	議員 417,000円	

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 職員の勤務時間(標準的なもの)

勤務時間	休憩時間
8:30～17:15 (休憩時間を除き7時間45分)	12:00～13:00

2 主な休暇の状況

種類	概要
年次有給休暇	1年につき20日付与
病欠休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合

3 育児休業等の取得の状況

	育児休業取得者	部分休業取得者	育児短時間勤務
男性	2人	1人	0人
女性	60人	63人	9人

人権について考えてみませんか

人権週間

12月4日(火)～10日(月)

問合 人権推進課人権同和・男女参画G
☎55-9364

1948年12月10日、国連が「世界人権宣言」を採択したのを記念し、毎年12月10日を「人権デー」と定めました。法務省と全国人権擁護委員連合会では、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚を図っています。

市では、日ごろから人権問題学習講座の開催や、人権施策推進プランを推進するなど、人権問題に積極的に取り組んでいます。ドメスティック・バイオレンス(DV)や高齢者・子どもへの虐待などに対する相談は後を絶ちません。また、社会には部落差別、障がい者差別などの様々な偏見や差別があり、インターネットによる人権侵害などの新たな人権問題も生じている状況です。

そのような状況を改善し、全ての人の人権が尊重されるまちの実現に近づけるよう「津島市人権が尊重されるまちづくり条例」が平成30年4月から施行されました。条例では、市民の皆さんに、お互いに人権を尊重し、相手を思いやる気持ちを高めるよう努めることを求めています。

第4条 市民は、互いの人権を尊重するとともに、人権意識の向上に努めるものとする。

2 市民は、市と共に自らがまちづくりの担い手として、人権が尊重されるまちづくりの推進に努めるものとする。

この人権週間を契機に、私たち一人ひとりがあらためて人権について考え、偏見や差別の解消に取り組ましましょう。

法務省および全国人権擁護委員連合会
平成30年度啓発活動重点目標

《世界人権宣言70周年》

『みんなで築こう 人権の世紀』

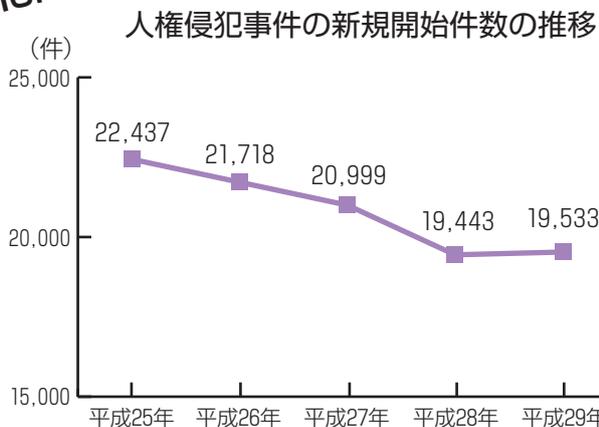
ー考えよう 相手の気持ち

未来へつなげよう

違いを認め合おうー



Memo



インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の推移



資料:「法務省の人権擁護機関の取組」から

平成26年度に実施した人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果で、「今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思いますか」という質問に対し、「そう思わない」と回答した人は、平成21年度から15.1ポイント増加し、32.0%でした。

■ そう思う □ そう思わない ■ わからない □ 無回答

有効回答数



市では、法務省などの関係機関や人権擁護委員と連携し、相談窓口や支援体制を充実し、人権教育・人権啓発に取り組んでいます。

日常生活の中で、人権問題かもしれないと感じたら、人権擁護委員に気軽にご相談ください。相談内容の秘密は固く守られます。

日時・場所 総合保健福祉センター

毎月第2・4金曜日 午前9時～正午

☎24-3456 (予約不要)

名古屋法務局津島支局

毎週月・木曜日 午前10時～午後4時

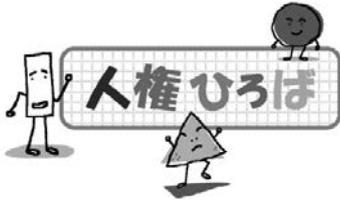
☎26-2423 (予約不要)

主な相談内容

- ・いじめ、体罰、不登校児問題
- ・部落差別、女性差別などの差別問題

子どもの人権

子どもの人権を守るためには、家庭、地域、学校など社会全体で積極的に協力・行動していく必要があります。市では、子どもを「社会の宝」として地域全体で育み・見守る社会を醸成するため、次の施策に取り組んでいます。



子どもの人権を尊重する意識づくり

児童の権利に関する条約の理念を普及・啓発し、異世代間交流など子どもの人権を大切にすることを進めます。

虐待、いじめ、体罰など子どもの人権に関わる重大問題への対応

子どもや保護者のための相談体制を充実し、予防や心のケアに努めます。また、家庭、地域、学校、関係機関の連携による情報の共有化など、早期発見・早期解決に向けた体制づくりを進めます。

豊かな人間性を育む教育の推進

人を思いやり、いたわる心を育むことができるよう、学校などにおける心の教育を充実させます。

子どもが健やかに育つ環境づくりと子どもの参画促進

地域で子どもを見守り、育む環境づくりのため、子育て家庭への支援や安心して遊び交流できる場を提供します。

また、子どもを保護や援助の対象としてだけでなく、独立した人格として尊重する意識を持ち、子どもが社会に参加しやすい環境づくりに努めます。

人権侵害に対する相談支援体制の充実

地域や関係機関と連携を強化し、最適な救済機関に案内する仕組みや誰もが相談しやすい身近な相談体制の整備などの充実を努めます。

- ・家庭内の問題(親子、夫婦、結婚、離婚、相続、扶養など)
- ・その他、人権問題に係るもの

男女共同参画社会の実現を目指して

男女共同参画社会とは、男女の立場を対等とし、性別に縛られず、一人ひとりの個性と能力が発揮でき、あらゆる分野で互いに意見を出し合い、喜びや責任を分かち合う社会をいいます。

今、皆さんの周りでは、男女共同参画社会はどれほど実現しているでしょうか。身近なところで、男性が育児や家事をする、女性が地域の代表となり発言をする、家族がみんなで協力して介護をするなど、これらは男女共同参画社会への第一歩となっています。

この機会に改めて、家庭、職場、地域、社会の中で、男女共同参画社会の実現に向けて、踏み出してみたいかがでしうか。

「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」を知っていますか?

働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方の事です。

働きながら子育てや介護などをする人が増えている今、仕事と生活の調和を図りたいという人が多くなっています。また、資格を取ってキャリア・アップを

したり、しっかりと休養をとり疲労を回復するなど、様々なかたちでワーク・ライフ・バランスを実現できたらいいと考えている人がたくさんいます。

そもそもワーク・ライフ・バランスは、単に仕事と生活に割く時間を半々にするということではありません。仕事と生活のうち、どこに重点を置きたいかはその人の生き方、働き方、年齢等に応じて変わってきます。

今一度、ワーク・ライフ・バランスについて考えてみませんか。

本年4月から「津島市人権が尊重されるまちづくり条例」が施行されました。

明るく安心して暮らせる、人権が尊重されるまちの実現を目指すためには、お互いを理解し合う「思いやりの心」が大切ではないでしょうか。一人ひとりがまわりの人々を思いやり、大切にされる社会。その上で、一人ひとりの個性が発揮できる社会。そんなすばらしい希望に満ちた、津島市のまちづくりを実現していきたいと思えます。

市長 日比 一昭



年金のお知らせ

厚生年金相談

中村年金事務所職員による厚生年金相談が、毎月2回行われています。

相談日 毎月第1・第3木曜日(祝日の場合は変更)

※市政のひろば「市民相談」のページをご覧ください。

時間 午前10時～午後3時

場所 相談室(市役所1階)

相談の仕方 相談日当日、市民課受付前で「番号札」を午前8時30分から先着順で配付します。あわせて「年金相談・手続受付票」を配付しますので、所要事項を記入の上、年金手帳等、年金相談に関するものをすべて持参して、相談時間前にお越しください。

※混雑時には、相談受付を制限する場合があります。相談できるのは、午前午後各10人です。

※この年金相談では、共済年金や恩給の相談はできません。それぞれの連絡先へ確認してください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には必要となる「平成

30年分社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(ハガキ)が、日本年金機構から送付されています。

なお、今年10月1日以降に初めて納付された方には、翌年2月上旬に送付される予定です。

年末調整または確定申告の手続きの際には、必ずこの証明書や領収書が必要になりますので、大切に保管してください。

年金事務所での相談・手続きの際は、必ずこの証明書や領収書が必要になりますので、大切に保管してください。

年金事務所での相談・手続きの際は、必ずこの証明書や領収書が必要になりますので、大切に保管してください。

問合せ 保険年金課医療・年金G

24-1114

中村年金事務所

052-453-17200

年金事務所での相談・手続きの際は、予約相談をご利用ください。

0570-054890

(予約受付専用)

予約受付専用電話の受付時間は、月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分です。

※予約の際は、基礎年金番号がわかるものを準備してください。

個人市・県民税(個人住民税)の特別徴収推進について

事業者が所得税の源泉徴収義務者である場合、地方税法および各市町村の条例の規定により、特別徴収義務者として従業員の毎月の給与から個人市・県民税を特別徴収していただくこととなっています。

市では、平成26年度から、原則として特別徴収義務者に指定し、特別徴収税額決定通知書を送付しています。事業主の方々のより一層のご理解とご協力をお願いします。

特別徴収の対象になる方

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日に給与の支払いを受けているすべての従業員(パート・アルバイトも含む)

特別徴収の対象にならない方

- ・退職者(退職予定者を含む)
- ・2つ以上の事業所から給与の支払いを受け、他の事業所で特別徴収が行われている方
- ・毎月の給与支給額が少なく、個人市・県民税を特別徴収しきれない方
- ・給与が毎月支給されていない(不定期な方)

問合せ 税務課市民税G ☎55-9263

お知らせください

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として課税します。

そのため、賦課期日までに家屋の取壊しや新増築、用途変更、未登記家屋の名義変更、土地の利用状況の変更などをされた場合ご連絡ください。

※平成30年1月2日以降に新増築された家屋について、固定資産税評価額を算出するため、税務課家屋担当調査員による家屋調査を随時実施していますので、ご協力をお願いします。

問合せ 税務課固定資産税G ☎55-9264

平成31年度市・県民税の主な変更点

◆配偶者控除および配偶者特別控除の見直し

平成29年度税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除の見直しが行われ、合計所得金額が1,000万円を超える方は配偶者控除の適用がなくなりました。また、配偶者特別控除についても控除額が改正され、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。

今回の改正により、配偶者控除および配偶者特別控除ともに、合計所得金額により控除額が細分化されています。

問合せ 税務課市民税G ☎55-9263

配偶者控除および配偶者特別控除の控除額

配偶者の合計所得金額 (給与所得のみの場合の給与収入額)		納税義務者の合計所得金額 (給与所得のみの場合の給与収入額)			
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
配偶者控除	38万円以下 (1,030,000円以下)	33万円	22万円	11万円	適用なし
	※70歳以上の配偶者	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	38万円超90万円以下 (1,030,000円超 1,550,000円以下)	33万円	22万円	11万円	
	90万円超95万円以下 (1,550,000円超 1,600,000円以下)	31万円	21万円	11万円	
	95万円超100万円以下 (1,600,000円超 1,667,999円以下)	26万円	18万円	9万円	
	100万円超105万円以下 (1,667,999円超 1,751,999円以下)	21万円	14万円	7万円	
	105万円超110万円以下 (1,751,999円超 1,831,999円以下)	16万円	11万円	6万円	
	110万円超115万円以下 (1,831,999円超 1,903,999円以下)	11万円	8万円	4万円	
	115万円超120万円以下 (1,903,999円超 1,971,999円以下)	6万円	4万円	2万円	
	120万円超123万円以下 (1,971,999円超 2,015,999円以下)	3万円	2万円	1万円	
123万円超 (2,015,999円超)	適用なし				

ご注意ください

- ・ 今回の改正により、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限は引き上げとなりましたが、配偶者自身は所得が増加すると、市・県民税が増額になる場合があります。
- ・ 市・県民税の増額が各種行政サービスの負担額の算定に影響がある場合もあります。
- ・ 今回の改正は市・県民税(税法上)の改正です。「税法上の扶養」と健康保険などの「社会保険上の扶養」とは判定基準が異なります。社会保険上の扶養については加入している組合にお問い合わせください。